

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行う必要がある。

2 法律案の内容

(1) 平成17年度官民較差に基づく報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の裁判官の報酬月額を全体的に引き下げる（第1条関係）。

(2) 政府職員の給与構造の変更に伴う報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の裁判官の報酬月額を全体的に引き下げる（第2条関係）。

(3) 判事特号の廃止

いわゆる判事特号に相当するクラスへの特別職職員の給与格付けの廃止に伴い、法第15条中の判事の報酬月額に関する特別の定めを削除する（第2条関係）。

3 施行期日等

2(1)は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行。2(2)及び(3)は、平成18年4月1日から施行（附則第1条関係）。

4 経過措置

(1) 2(3)に伴う経過措置

平成17年度末から引き続き判事であり、判事特号の報酬を受けていた者の平成18年度以降の報酬月額は、当分の間、従前どおりの額とする（附則第2条第1項関係）。

(2) 2(2)に伴う経過措置

① 2(2)の改定に伴い、平成17年度末から引き続き裁判官である者の報酬月額が従前の額に達しないときは、昇給により従前の額に達するまでの間（特別職相当の最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、平成22年3月31日まで）、その差額相当額を報酬として支給する等の措置を講ずる（附則第2条第2項関係）。

② 平成18年度以降に新たに裁判官となった者（行政庁又は民間への出向先から復帰した者、検察官から転官した者等）について、任用の事情等を考慮して①の裁判官との権衡上必要があると認められるときは、最高裁判所の定めるところにより、①と同様の措置を講ずる（附則第2条第3項関係）。

5 関係法律の整備

判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律第6条第4項について、国家公務員倫理法上の「本省課長補佐級以上の職員」に相当する検察官の号俸が俸給改定に伴って17号から16号に繰り上げられるのに合わせ、これに相当する判事補の号俸を9号から8号に繰り上げる（附則第3条関係）。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行う必要がある。

2 法律案の内容

(1) 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の検察官の俸給月額を全体的に引き下げる（第1条関係）。

(2) 政府職員の給与構造の変更に伴う改定

一般の政府職員の給与構造の変更（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の検察官の俸給水準を全体的に引き下げる（第2条関係）。

(3) 副検事の号俸の増設

号俸の整備等の観点から、現行の副検事1号と2号の間に、検事8号に相当する号俸を新たに設ける（第2条関係）。

3 施行期日等

2(1)は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行。2(2)及び(3)は、平成18年4月1日から施行（附則第1条関係）。

4 経過措置

(1) 2(3)の号俸の増設に伴い、平成18年度以降、平成17年度中の副検事の俸給の号俸を1号ずつ繰り下げる（附則第2条関係）。

(2)① 2(2)の改定に伴い、平成17年度末から引き続き検察官である者の俸給月額が従前の額に達しないときは、昇給により従前の額に達するまでの間（特別職相当の検察官のうち検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつては、平成22年3月31日まで）、その差額相当額を俸給として支給する等の措置を講ずる（附則第3条第1項関係）。

② 平成18年度以降に新たに検察官となった者（他の行政庁又は民間への出向先から復帰した者、裁判官から転官した者等）について、任用の事情等を考慮して①の検察官との権衡上必要があると認められるときは、法務大臣の定めるところにより、①と同様の措置を講ずる（附則第3条第2項関係）。

(3) 特別職相当の検察官のうち次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）の平成22年3月31日までの地域手当について、特別職職員の経過措置（一律100分の12に固定）の特例を設け、一般職職員の例（100分の18を超えない範囲内で人事院規則で定める割合。漸次増額）によるものとする（附則第3条第3項関係）。

5 関係法律の整備

(1) 2(2)に伴い、①国家公務員倫理法上の「本省課長補佐級以上の職員」（同法第2条第2項）に相当する検事の号俸が17号から16号に繰り上がり（同項第4号ロ）、②「指定職以上の職員」（同条第3項）に相当する検事の号俸が8号から5号に繰り上がり（同項第3号ロ）、③これに伴い同号ハの副検事については同号ロの検事の俸給水準と並ばなくなったので同号ハを削る（附則第4条関係）。

(2) (1)に伴い、①一部施行日前に受けた贈与等に係る国家公務員倫理法第6条第1項の適用関係、②一部施行日前の贈与等に関し提出された贈与等報告書に係る国家公務員倫理法第6条第2項の適用関係について、所要の経過措置を定める（附則第5条関係）。

(3) 2(2)に伴い、判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律第6条第4項について、国家公務員倫理法上の「本省課長補佐級以上の職員」に相当する検事の号俸が17号から16号に繰り上がる（附則第6条関係）。

裁判官・検察官の報酬・俸給改正案

(平成17年4月較差改正)

裁判官		検察官		現行(円)	改正額(円)	増額(円)	増率(%)	備考
最高裁長官				2,227,000	2,220,000	-7,000	-0.3	
最高裁判事		検事総長		1,626,000	1,621,000	-5,000	-0.3	
東京高裁長官				1,557,000	1,552,000	-5,000	-0.3	
その他の高裁長官		東京高検検事長		1,442,000	1,438,000	-4,000	-0.3	
		次長検事		1,328,000	1,324,000	-4,000	-0.3	
		その他検事長		1,318,000	1,314,000	-4,000	-0.3	
判 特				1,301,000	1,297,000	-4,000	-0.3	
判 1		検 1		1,146,000	1,142,000	-4,000	-0.3	
判 2		検 2		1,069,000	1,065,000	-4,000	-0.4	
判 3	簡 特	検 3		906,000	903,000	-3,000	-0.3	
判 4	簡 1	検 4		783,000	780,000	-3,000	-0.4	
判 5	簡 2	検 5		704,000	701,000	-3,000	-0.4	
判 6	簡 3	検 6	副 特	636,000	634,000	-2,000	-0.3	
判 7	簡 4	検 7	副 1	573,000	571,000	-2,000	-0.3	
判 8		検 8		479,000	477,400	-1,600	-0.3	
	簡 5		副 2	459,900	458,300	-1,600	-0.3	
補 1	簡 6	検 9	副 3	422,700	421,300	-1,400	-0.3	
補 2	簡 7	検 10	副 4	393,400	392,100	-1,300	-0.3	
補 3	簡 8	検 11	副 5	368,000	366,800	-1,200	-0.3	
補 4	簡 9	検 12	副 6	342,200	341,100	-1,100	-0.3	
補 5	簡 10	検 13	副 7	324,300	323,200	-1,100	-0.3	
補 6	簡 11	検 14	副 8	303,500	302,500	-1,000	-0.3	
補 7	簡 12	検 15	副 9	292,200	291,200	-1,000	-0.3	
補 8	簡 13	検 16	副 10	265,800	264,900	-900	-0.3	
補 9	簡 14	検 17	副 11	256,300	255,500	-800	-0.3	
補 10	簡 15	検 18	副 12	241,000	240,300	-700	-0.3	
補 11	簡 16	検 19	副 13	232,000	231,300	-700	-0.3	
補 12	簡 17	検 20	副 14	218,200	217,500	-700	-0.3	
			副 15	205,300	204,600	-700	-0.3	
			副 16	202,900	202,200	-700	-0.3	
司法修習生								

注1 「判」、「補」、「簡」、「検」、「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事、副検事の略称である。

2 「判特」、「簡特」は、裁判官報酬法第15条の報酬月額を示し、「副特」は、検察官給与法第9条の俸給月額を示す。

3 増率は、増額/現行×100による。

裁判官・検察官の報酬・俸給改正案

(平成18年4月制度改正)

裁判官		検察官		現行(円)	改正額(円)	増額(円)	増率(%)	備考
最高裁長官				2,220,000	2,071,000	-149,000	-6.7	
最高裁判事		検事総長		1,621,000	1,512,000	-109,000	-6.7	
東京高裁長官				1,552,000	1,448,000	-104,000	-6.7	
その他の高裁長官		東京高検検事長		1,438,000	1,341,000	-97,000	-6.7	
		次長検事 その他検事長		1,324,000	1,235,000	-89,000	-6.7	
判 特				1,314,000				
判 1		検 1		1,297,000	1,211,000	-86,000	-6.6	
判 2		検 2		1,142,000	1,066,000	-76,000	-6.7	
判 3	簡 特	検 3		1,065,000	994,000	-71,000	-6.7	
判 4	簡 1	検 4		903,000	843,000	-60,000	-6.6	
判 5	簡 2	検 5		780,000	728,000	-52,000	-6.7	
判 6	簡 3	検 6	副 特	701,000	654,000	-47,000	-6.7	
判 7	簡 4	検 7	副 1	634,000	592,000	-42,000	-6.6	
判 8		検 8	副 2	571,000	533,000	-38,000	-6.7	
	簡 5		副 3	477,400	448,600	-28,800	-6.0	
補 1	簡 6	検 9	副 4	458,300	430,600	-27,700	-6.0	
補 2	簡 7	検 10	副 5	421,300	395,900	-25,400	-6.0	
補 3	簡 8	検 11	副 6	392,100	370,500	-21,600	-5.5	
補 4	簡 9	検 12	副 7	366,800	346,600	-20,200	-5.5	
補 5	簡 10	検 13	副 8	341,100	323,100	-18,000	-5.3	
補 6	簡 11	検 14	副 9	323,200	307,100	-16,100	-5.0	
補 7	簡 12	検 15	副 10	302,500	288,700	-13,800	-4.6	
補 8	簡 13	検 16	副 11	291,200	278,000	-13,200	-4.5	
補 9	簡 14	検 17	副 12	264,900	254,200	-10,700	-4.0	
補 10	簡 15	検 18	副 13	255,500	245,200	-10,300	-4.0	
補 11	簡 16	検 19	副 14	240,300	233,100	-7,200	-3.0	
補 12	簡 17	検 20	副 15	231,300	225,300	-6,000	-2.6	
			副 16	217,500	213,300	-4,200	-1.9	
			副 17	204,600	204,600	0	0.0	
司法修習生				202,200	202,200	0	0.0	

注1 「判」、「補」、「簡」、「検」、「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事、副検事の略称である。

2 「判特」、「簡特」は、裁判官報酬法第15条の報酬月額を示し、「副特」は、検察官給与法第9条の俸給月額を示す。

3 増率は、増額/現行×100による。

裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表（平成17年4月較差改正）

職 司 官 階 級	現 行 (円)	改 正 案 (円)	増 額 (円)	増 率 (%)	現 行 (円)	改 正 案 (円)	増 額 (円)	増 率 (%)
最高裁判所長官	2,227,000	2,220,000	-7,000	-0.3	2,227,000	2,220,000	-7,000	-0.3
最高裁判所副長官	1,626,000	1,621,000	-5,000	-0.3	1,626,000	1,621,000	-5,000	-0.3
最高裁判所事務総長	1,557,000	1,552,000	-5,000	-0.3	1,557,000	1,552,000	-5,000	-0.3
その他の最高裁判所長官	1,442,000	1,438,000	-4,000	-0.3	1,442,000	1,438,000	-4,000	-0.3
その他の最高裁判所事務総長	1,328,000	1,324,000	-4,000	-0.3	1,328,000	1,324,000	-4,000	-0.3
判 1	1,318,000	1,314,000	-4,000	-0.3	1,318,000	1,314,000	-4,000	-0.3
判 2	1,301,000	1,297,000	-4,000	-0.3	1,301,000	1,297,000	-4,000	-0.3
判 3	1,146,000	1,142,000	-4,000	-0.3	1,146,000	1,142,000	-4,000	-0.3
判 4	1,069,000	1,065,000	-4,000	-0.4	1,069,000	1,065,000	-4,000	-0.4
判 5	906,000	903,000	-3,000	-0.3	906,000	903,000	-3,000	-0.3
判 6	783,000	780,000	-3,000	-0.4	783,000	780,000	-3,000	-0.4
判 7	704,000	701,000	-3,000	-0.4	704,000	701,000	-3,000	-0.4
判 8	636,000	634,000	-2,000	-0.3	636,000	634,000	-2,000	-0.3
判 9	573,000	571,000	-2,000	-0.3	573,000	571,000	-2,000	-0.3
判 10	479,000	477,400	-1,600	-0.3	479,000	477,400	-1,600	-0.3
判 11	459,900	458,300	-1,600	-0.3	459,900	458,300	-1,600	-0.3
判 12	422,700	421,300	-1,400	-0.3	422,700	421,300	-1,400	-0.3
判 13	393,400	392,100	-1,300	-0.3	393,400	392,100	-1,300	-0.3
判 14	368,000	366,800	-1,200	-0.3	368,000	366,800	-1,200	-0.3
判 15	342,200	341,100	-1,100	-0.3	342,200	341,100	-1,100	-0.3
判 16	324,300	323,200	-1,100	-0.3	324,300	323,200	-1,100	-0.3
判 17	303,500	302,500	-1,000	-0.3	303,500	302,500	-1,000	-0.3
判 18	292,200	291,200	-1,000	-0.3	292,200	291,200	-1,000	-0.3
判 19	265,800	264,900	-900	-0.3	265,800	264,900	-900	-0.3
判 20	256,300	255,500	-800	-0.3	256,300	255,500	-800	-0.3
判 21	241,000	240,300	-700	-0.3	241,000	240,300	-700	-0.3
判 22	232,000	231,300	-700	-0.3	232,000	231,300	-700	-0.3
判 23	218,200	217,500	-700	-0.3	218,200	217,500	-700	-0.3
判 24	205,300	204,600	-700	-0.3	205,300	204,600	-700	-0.3
判 25	202,900	202,200	-700	-0.3	202,900	202,200	-700	-0.3
判 26	198,600	198,000	-600	-0.3	198,600	198,000	-600	-0.3

(注)1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「検」、「検」及び「判」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、検判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記同法律別表の号を示す。
2 対一般職等の項中、最の項中「指」は指征職務給表を、アラビア数字は行政職務給表(一)の最を示す。
3 俸率は、(増額/現行額)×100による。
4 最下欄に、参考として、司法修習生の給与を掲げた。

裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表（平成18年4月制度改正）

職名	官階	官現行（円）	改正案（円）	増額（円）	増率（％）	対応一般職等 級・号	現行 級・号	増額（円）	増率（％）
最高裁判所長官	特選	2,220,000	2,071,000	-149,000	-6.7	特選	特選	2,220,000	-6.7
最高裁判所副長官	特選	1,621,000	1,512,000	-109,000	-6.7	特選	特選	1,621,000	-6.7
最高裁判所評事	特選	1,552,000	1,443,000	-109,000	-6.7	特選	特選	1,552,000	-6.7
その他の最高裁判所長官	特選	1,438,000	1,341,000	-97,000	-6.7	特選	特選	1,438,000	-6.7
その他の最高裁判所副長官	特選	1,324,000	1,235,000	-89,000	-6.7	特選	特選	1,324,000	-6.7
その他の最高裁判所評事	特選	1,314,000	(同前)	0	0.0	特選	特選	1,314,000	0.0
判1	判1	1,297,000	1,211,000	-86,000	-6.6	判1	判1	1,297,000	-6.6
判2	判2	1,142,000	1,066,000	-76,000	-6.7	判2	判2	1,142,000	-6.7
判3	判3	1,065,000	994,000	-71,000	-6.7	判3	判3	1,065,000	-6.7
判4	判4	903,000	843,000	-60,000	-6.6	判4	判4	903,000	-6.6
判5	判5	780,000	728,000	-52,000	-6.7	判5	判5	780,000	-6.7
判6	判6	701,000	664,000	-37,000	-5.3	判6	判6	701,000	-5.3
判7	判7	634,000	592,000	-42,000	-6.6	判7	判7	634,000	-6.6
判8	判8	571,000	533,000	-38,000	-6.7	判8	判8	571,000	-6.7
判9	判9	477,400	448,600	-28,800	-6.0	判9	判9	477,400	-6.0
判10	判10	458,300	430,600	-27,700	-6.0	判10	判10	458,300	-6.0
判11	判11	421,300	395,300	-26,000	-6.2	判11	判11	421,300	-6.2
判12	判12	392,100	370,500	-21,600	-5.5	判12	判12	392,100	-5.5
判13	判13	366,800	346,600	-20,200	-5.5	判13	判13	366,800	-5.5
判14	判14	341,100	323,100	-18,000	-5.3	判14	判14	341,100	-5.3
判15	判15	323,200	307,100	-16,100	-5.0	判15	判15	323,200	-5.0
判16	判16	302,500	288,700	-13,800	-4.6	判16	判16	302,500	-4.6
判17	判17	291,200	276,000	-15,200	-5.2	判17	判17	291,200	-5.2
判18	判18	264,900	254,200	-10,700	-4.0	判18	判18	264,900	-4.0
判19	判19	255,500	245,200	-10,300	-4.0	判19	判19	255,500	-4.0
判20	判20	240,300	233,100	-7,200	-3.0	判20	判20	240,300	-3.0
判21	判21	231,300	225,300	-6,000	-2.6	判21	判21	231,300	-2.6
判22	判22	217,600	213,300	-4,300	-1.9	判22	判22	217,600	-1.9
判23	判23	204,600	204,600	0	0.0	判23	判23	204,600	0.0
判24	判24	202,200	202,200	0	0.0	判24	判24	202,200	0.0
判25	判25	198,000	198,000	0	0.0	判25	判25	198,000	0.0
判26	判26	198,000	198,000	0	0.0	判26	判26	198,000	0.0

(注) 1 裁判官及び検察官の項中「判」、「補」、「検」、「検」及び「判」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
 2 対応一般職等の項中、級・号の項中「指」は指定職俸給表を、アラビア数字は行政職俸給表（一）の級を示す。
 3 増率は、(増額/現行額)×100による。
 4 最下欄に、参考として、司法修習生の給与を掲げた。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十一万八千円」を「百三十一万四千円」に、「百六万九千円」を「百六万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	一	二、二二〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一	一、六二一、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一	一、五五二、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一	一、四三八、〇〇〇円
	二	一、二九七、〇〇〇円
	二	一、一四二、〇〇〇円

判 事 補							判 事					
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一、〇六五、〇〇〇円

八	七	六	五	四	三	二	一	十	十	十	九	八
号	号	号	号	号	号	号	号	二	一	号	号	号
三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	二三一、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、二〇〇円

簡易裁判所判事

九号	三六六、八〇〇円
十号	三四一、一〇〇円
十一号	三二三、二〇〇円
十二号	三〇二、五〇〇円
十三号	二九一、二〇〇円
十四号	二六四、九〇〇円
十五号	二五五、五〇〇円
十六号	二四〇、三〇〇円
十七号	二三一、三〇〇円

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条中「判事及び」を削り、「判事にあつては百三十一万四千円、簡易裁判所判事にあつては百六万五千円」を「九十九万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

判 事							区 分	報 酬 月 額
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	最 高 裁 判 所 長 官 最 高 裁 判 所 判 事 東 京 高 等 裁 判 所 長 官 そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	
五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二二一、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円	一、四四八、〇〇〇円
							一、五一二、〇〇〇円	二、〇七一、〇〇〇円

判

事

補

十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号
一二五、三〇〇円	一二三三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	五三三、〇〇〇円

簡
易
裁
判
所
判
事

十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き判事である者で、同日において第二条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律第十五条の規定により報酬を受けていたものの一部施行日以後における報酬月額は、当分の間、百三十一万四千円とする。

2 一部施行日の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号
一二五、三〇〇円	一二三、一〇〇円	一二四、二〇〇円	一二五、二〇〇円

月額に達しないこととなるものには、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達するまでの間（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間）、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

3 一部施行日以降に新たに裁判官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による報酬を支給される裁判官との権衡上必要があると認められるときは、当該裁判官には、最高裁判所の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「九号の」を「八号の」に改める。

理由

一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則

第十五条 判事及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、
当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては百三十一万四
千円、簡易裁判所判事にあつては百六万五千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	一、二二〇、〇〇〇円	
最 高 裁 判 所 判 事	一、六二一、〇〇〇円	
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、五五二、〇〇〇円	
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一、四三八、〇〇〇円	
一 号	一、二九七、〇〇〇円	
二 号	一、一四二、〇〇〇円	

附則

第十五条 判事及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、
当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては百三十一万八
千円、簡易裁判所判事にあつては百六万九千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		二、一二七、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		一、六二六、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		一、五五七、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		一、四四二、〇〇〇円
一 号		一、三〇一、〇〇〇円
二 号		一、一四六、〇〇〇円

判 事 補								判 事					
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一、〇六五、〇〇〇円

判 事 補								判 事					
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
二九二、二〇〇円	三〇三、五〇〇円	三二四、三〇〇円	三四二、二〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二二、七〇〇円	四五九、九〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇四、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円	一、〇六九、〇〇〇円

簡易裁判所判事												
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一二三、三〇〇円	一四〇、三〇〇円	一五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円

簡易裁判所判事												
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二一、七〇〇円	四五九、九〇〇円	四七九、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇四、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一四一、〇〇〇円	二五六、三〇〇円	二六五、八〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号
一三三、二〇〇円	一四〇、三〇〇円	一五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号
一三三、二〇〇円	一四一、〇〇〇円	一五六、三〇〇円	二六五、八〇〇円	二九二、二〇〇円	三〇三、五〇〇円	三三四、三〇〇円	三四二、一〇〇円

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第二条関係）

改正案

附則

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十九万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二、〇七一、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一、五二二、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、四四八、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三四一、〇〇〇円
一 号	一、二二一、〇〇〇円
二 号	一、〇六六、〇〇〇円
三 号	九九四、〇〇〇円

現行

附則

第十五条 判事及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては百三十一万四千円、簡易裁判所判事にあつては百六万五千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二、二二〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一、六二一、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、五五二、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、四三八、〇〇〇円
一 号	一、二九七、〇〇〇円
二 号	一、一四二、〇〇〇円
三 号	一、〇六五、〇〇〇円

判 事 補								判 事				
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円

判 事 補								判 事				
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円

簡易裁判所判事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三三三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	一二五、三〇〇円	二三三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円

簡易裁判所判事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一二三、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円

十一号	三〇七、一〇〇円
十二号	二八八、七〇〇円
十三号	二七八、〇〇〇円
十四号	二五四、二〇〇円
十五号	二四五、二〇〇円
十六号	二三三、一〇〇円
十七号	二二五、三〇〇円

十一号	三二三、二〇〇円
十二号	三〇二、五〇〇円
十三号	二九一、二〇〇円
十四号	二六四、九〇〇円
十五号	二五五、五〇〇円
十六号	二四〇、三〇〇円
十七号	二三一、三〇〇円

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第三条関係）

改正案	現行
（弁護士職務従事職員の服務等） 第六条 1、3 （略） 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。 5 （略）	（弁護士職務従事職員の服務等） 第六条 1、3 （略） 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。 5 （略）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七十万四千元」を「七十万千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			俸 給 月 額	
検 事 総 長	東京高等検察庁検事長		一、四三八、〇〇〇円	
	次 長 検 事		一、三二四、〇〇〇円	
	そ の 他 の 検 事 長		一、三二四、〇〇〇円	
	一 号	二 号	一、二九七、〇〇〇円	一、一四二、〇〇〇円
三 号			一、〇六五、〇〇〇円	

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円

副

検

事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号
三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	二三一、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は一号」の下に「若しくは二号」を加える。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第九条中「七十万千円」を「六十五万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号	十 四 号	十 五 号	十 六 号
二九一、二〇〇円	二六四、九〇〇円	二五五、五〇〇円	二四〇、三〇〇円	二三一、三〇〇円	二二七、五〇〇円	二〇四、六〇〇円

								区 分		俸 給 月 額	
								検 事 総 長	次 長 検 事	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	そ の 他 の 検 事 長
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号				
一、〇六六、〇〇〇円	一、二二一、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	五三三、〇〇〇円			

検

事

一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
五九二、〇〇〇円	二二五、三〇〇円	二三三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円

副

検

事

十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号
一三三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五三三、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第六条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（副検事の俸給の号の切替え）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き副検事である者で、同日において第二条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表（以下この条において「改正前の別表」という。）副検事の項二号から十六号までの俸給月額（以下この条において「旧俸給月額」という。）の俸給を受けていたものの一部施行日における俸給月額は、次の表の旧号欄に掲げる旧俸給月額に係る改正前の別表副検事の項の号に対応する次の表の新号欄に掲げる第二条の規定に

	十 五 号	十 六 号	十 七 号
	一二五、三〇〇円	一二三、三〇〇円	二〇四、六〇〇円

よる改正後の検察官の俸給等に関する法律別表副検事の項の号の俸給月額とする。

旧 号											新 号
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	
十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	

十三号	十四号
十四号	十五号
十五号	十六号
十六号	十七号

(経過措置)

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達するまでの間（検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間）、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以降に新たに検察官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）で、前二項の規定による俸給を支給されるもの

には、検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第四条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号口中「十七号」を「十六号」に改め、同条第三項第三号口中「八号」を「五号」に改め、同号ハを削る。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 一部施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員であつた者で、前条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員に該当しないものが受けた利益又は支払を受けた報酬（一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に限る。）に係る同法第六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

一部施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第三項第三号に掲げる職員であつた者で、前条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第三項第三号に掲げる職員に該当しないものが提出した贈与等報告書（一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に係るものに限る。）に係る同法第六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第六条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「十七号」を「十六号」に改める。

理 由

一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

第九条 副検事の俸給月額、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、七十万円とすることができる。

附 則

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、七十万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

区 分			俸 給 月 額
検 事 総 長			一、六二一、〇〇〇円
次 長 検 事			一、三二四、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長			一、四三八、〇〇〇円
その他の検事長	一 号	一、二九七、〇〇〇円	
	二 号	一、一四二、〇〇〇円	
	三 号	一、〇六五、〇〇〇円	

区 分			俸 給 月 額
検 事 総 長			一、六二六、〇〇〇円
次 長 検 事			一、三二八、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長			一、四四二、〇〇〇円
その他の検事長	一 号	一、三〇一、〇〇〇円	
	二 号	一、一四六、〇〇〇円	
	三 号	一、〇六九、〇〇〇円	

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、一〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九二、二〇〇円	三〇三、五〇〇円	三二四、三〇〇円	三四二、一〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二二、七〇〇円	四五九、九〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇四、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円

副 検 事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号
二九一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	一三二、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円

副 検 事													
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号
二九一、二〇〇円	三〇三、五〇〇円	三二四、三〇〇円	三四二、二〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二二、七〇〇円	四五九、九〇〇円	四七九、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円	二四二、〇〇〇円	二五六、三〇〇円	二六五、八〇〇円

十一号	二六四、九〇〇円
十二号	二五五、五〇〇円
十三号	二四〇、三〇〇円
十四号	二三一、三〇〇円
十五号	二二七、五〇〇円
十六号	二〇四、六〇〇円

十一号	二六五、八〇〇円
十二号	二五六、三〇〇円
十三号	二四一、〇〇〇円
十四号	二三一、〇〇〇円
十五号	二二八、二〇〇円
十六号	二〇五、三〇〇円

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第二条関係）

改正案	現行
第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。 2・3 （略） 第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。 附則 第九条 副検事の俸給月額額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十五万四千円とすることができる。 別表（第二条関係）	第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額額の俸給又は一号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。 2・3 （略） 第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。 附則 第九条 副検事の俸給月額額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、七十万千円とすることができる。 別表（第二条関係）

								区 分	俸 給 月 額
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	検 事 総 長	次 長 検 事
五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二二一、〇〇〇円	一、五二二、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円
								東京高等検察庁検事長	一、三四一、〇〇〇円
								その他の検事長	一、二三五、〇〇〇円

								区 分	俸 給 月 額
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	検 事 総 長	次 長 検 事
五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一、〇六五、〇〇〇円	一、一四二、〇〇〇円	一、二九七、〇〇〇円	一、六二一、〇〇〇円	一、三三四、〇〇〇円
								東京高等検察庁検事長	一、四三八、〇〇〇円
								その他の検事長	一、三三四、〇〇〇円

検													
事													
二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	一一五、三〇〇円	一一三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円

検													
事													
(新設)	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
	六三四、〇〇〇円	一一三、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、一〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円

副

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
一二五、三〇〇円	一二三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三二三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円

副

検

事

十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号
一二三、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、二〇〇円	三〇二、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円

十六号	二二三、三〇〇円	十五号	二一七、五〇〇円
十七号	二〇四、六〇〇円	十六号	二〇四、六〇〇円

改正案	現行
(定義等) 第二条 (略) 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 三 (略) 四 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの イ (略) ロ 検察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事 ハ (略) 五・六 (略) 3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 二 (略) 三 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの イ (略) ロ 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事 (削る)	(定義等) 第二条 (略) 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 三 (略) 四 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの イ (略) ロ 検察官俸給法別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受ける検事 ハ (略) 五・六 (略) 3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 二 (略) 三 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの イ (略) ロ 検察官俸給法別表検事の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける検事 ハ 検察官俸給法第九条に定める俸給月額の俸給又は検察官俸給法別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける副検事

4 四・五
8
(略)

4 四・五
8
(略)

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第六条関係）

改正案	現行
（弁護士職務従事職員の服務等） 第六条 1、3（略） 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。 5（略）	（弁護士職務従事職員の服務等） 第六条 1、3（略） 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。 5（略）